

金城学院大学知的財産の管理・活用等に関する委員会規程

2009年10月5日制定

(根拠)

第1条 この規程は、金城学院大学知的財産規程第5条第2項に基づき知的財産の管理・活用等に関する委員会(以下「本委員会」という。)に関して必要な事項を定める。

(業務)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 届出された発明等に係る職務発明等の取り扱い、本学帰属の判定及び持分の認定
- (2) 特許審査請求時における特許権に係る判定
- (3) 特許維持管理期間中における特許権に係る判定
- (4) 譲渡申出された特許に係る本学帰属の判定
- (5) 判定・評価審査結果等に係る紛争処理
- (6) 本学帰属特許の技術移転方針
- (7) 外部専門家・外部専門機関の選定
- (8) その他、本委員会が必要と認める事項

(本委員会の構成)

第3条 本委員会は、学長が教職員のうちから指名する委員5名をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条の委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 本委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員会構成員の互選とする。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員会構成員から委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(会議)

第6条 本委員会は、委員会構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 本委員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 本委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員会構成員以外の者の陪席を求め、その意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第7条 本委員会に関する事務は、総務部が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2009年10月5日常任理事会)

この規程は、2009年10月5日から施行する。